

(仮称) 八竜風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺には複数の住居が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う生活環境への影響を回避又は低減するよう配慮するとともに、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- (2) 今後の事業計画の検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (3) 方法書においては、事業の位置・規模等を可能な限り明確にするとともに、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を記載すること。
- (4) 想定区域周辺には、既設及び計画中の風力発電所が存在することから、他事業者との情報共有に努め、本事業の実施に伴う複合的な影響を回避又は低減するよう配慮すること。
- (5) 方法書以降の手續においては、既設風力発電機の撤去に係る工事計画を可能な限り明確にするとともに、撤去工事の実施に伴う環境影響についても、適切に調査、予測及び評価を行い、本事業の実施による影響を回避又は低減するよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

新設する風力発電機は、既設の風力発電機より大型化する計画となっていることに加え、想定区域周辺には複数の住居が存在することから、事業の位置・規模等の決定に当たっては、住居と風力発電機との距離を適切に確保する等により、本事業の実施に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 動物

想定区域及びその周辺ではチュウヒやオジロワシの生息が確認されているほか、当該区域はガン・カモ・ハクチョウ類等の集団飛来地として国際的に重要な小友沼や八郎潟干拓地への渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電機の配置等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言、最新の知見・事例等を踏まえ、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(3) 植物及び生態系

想定区域には植生自然度の高い植生であるヨシクラスが存在する可能性があるほか、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林が存在していることから、風力発電機や工事用道路等の配置計画の検討に当たっては、既存の造成地や管理用道路を極力活用する等により、本事業の実施による植物及び生態系への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(4) 景観

想定区域及びその周辺には「釜谷浜海水浴場」や「宮沢海水浴場」等の主要な眺望点が存在し、新設する風力発電機は、既設の風力発電機より大型化する計画となっていることから、本事業の実施によるこれら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民等への事業計画の周知や意見の聴取に努めるとともに、本事業の実施による景観への影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域には、人と自然との触れ合いの活動の場である「釜谷浜海水浴場」が存在することから、工事の実施に伴う騒音及び振動並びに施設の供用に伴う騒音、振動及び風車の影による影響が懸念される。

このため、事業の位置・規模等の決定に当たっては、地域住民等への事業計画の周知や意見の聴取に努めるとともに、今後の現地調査の結果を踏まえ、本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減するよう配慮すること。